

令和6年度

# いじめ防止基本方針



東近江市立能登川東小学校

〒521-1204

滋賀県東近江市小川町30番地

TEL 0748(42)0135

FAX 0748(42)9542

E-mail nothigashisho@higashiomi.ed.jp

URL <http://www2.higashiomi.ed.jp/nothigashisho/>



# 令和6年度 「学校いじめ防止基本方針」

東近江市立能登川東小学校

## I いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該児童等の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童等の主觀を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する事が必要となる。

### 2 基本的認識

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、次の①～⑥は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は誤りである。
- ④いじめに対しては、被害者の立場に立った指導を行う。
- ⑤いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わる問題である。
- ⑥いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

そして、いじめ防止の基本姿勢（ネット上のものも含む）は以下のポイントである。

- ①いじめをゆるさない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ③いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障すると共に、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。
- ⑤好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む必要がある。

## II 推進体制

### 1 校内いじめ防止対策委員会

#### (1) 目的

いじめ防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等の措置を組織的に行う。

#### (2) 構成メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、低学年・中学年・高学年代表（生徒指導担当）、特別支援コーディネーター、養護教諭、（スクールソーシャルワーカーまたはスクールカウンセラー）

#### (3) 開催

学期に1回開催すること。また、必要に応じて委員会を開催することができる。状況によっては、緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。

## III いじめの未然防止

いじめの問題においては、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもつことが必要である。そして、子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的な取り組みを計画し、協力共働体制で実施する必要がある。

### 1 子どもや学級の様子を知るために

#### (1) 教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためにには、教職員のいじめに対する気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、子どもたちと場を共にすることが必要である。その中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

#### (2) 実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、子どもたちへの意識調査や学級内の人間関係を捉える調査等が実態把握の一つの方法として用いることも有効である。

### 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

子どもたちが主体的な活動を通して、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所」をつくる取り組みが大切である。

子どもたちは、周囲の環境によって大きな影響を受けやすい。子どもたちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮をする子どもたちを中心とした（中心に据えた）温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

#### (1) 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者との関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合える仲間づくりが必要である。教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、子どもたちは大きく変容する。

#### (2) 子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとして、慕われ、信頼されることが求められている。

### (3) 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が必要不可欠のものになってくる。互いに学級経営や授業、生徒指導等について、相談したり、気軽に話し合える職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、心の通い合う学校作りを推進することが必要である。

## 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験活動を充実させることは豊かな心を育成するポイントである。

### (1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを子どもたちに理解させることが大切である。また、子どもたちが「人の痛み」を思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や鋭い人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図ることが大切である。

- ・自尊感情を高めるため・・「やったぞう」の日を設定し、自分の「できた」「がんばった」をためていく。また友だちのがんばったことにも目を向けられるようにする。

### (2) 道徳教育の充実

道徳的判断力の未熟さから起こる「いじめ」に対して、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめの問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から起こるものであり、「いじめをしない、許さない」という人間性豊かな心を育てることが大切になる。道徳の授業では、学級の子どもの実態に合った題材や資料等の内容を十分に検討したうえで扱うことが重要である。

また、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。

### (3) 体験活動の充実

子どもたちは、自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる喜びに自分自身が気づき、発見して体得していく。しかし、今の子どもたちは、福祉体験やボランティア体験、就労体験等の「生きた社会」との関わりが少ない。そこで、学校が意図的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが大切である。

### (4) コミュニケーション活動の充実

子どもたちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ない。そのため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていく必要がある。子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等な人間関係を築くことが必要である。

## 4 保護者や地域との連携

・学校、学年だより等、日常的に学校からの情報発信を行い、学校の考え方や児童生徒の様子を公開する。また、PTAの会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換をする場を設ける。

さらには、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者対象の講演会や研修会、学校・学年だより等による啓蒙活動を積極的に行うことが必要である。

加えて、就学前から義務教育終了まで見通した保育・学習指導の充実を中学校区で連携して取り組む事がで、学校での安定した生活基盤をつくる。

## IV 早期発見、早期解決 ~ 小さな変化に対する敏感な気づき

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいものである。このことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を高めることが求められる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

### 1 教職員のいじめに気づく力を高めるために

#### (1) 子どもたちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのため、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をしっかりと受け止め、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢が大切である。

#### (2) 共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

#### (3) 早期発見のための手立て

##### ○日々の観察

- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」状態を目指す。
- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。

##### ○観察の視点・・・集団を見る視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧かつ継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動が観られた場合、適切な指導を行い、人間関係の修復を図る。
- ・以下の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒に対し、適切な支援、保護者との連携及び周囲の児童生徒への指導を組織的に行う。

\*発達障害を含む、障害のある児童生徒

\*海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒。

\*性同一性障害や性的指向・性自認により、不安を抱いている児童生徒

\*東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

##### ○日記や連絡帳の活用

- ・日記や連絡帳等の活用によって、担任と児童・保護者が日常的に連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

##### ○教育相談の実施

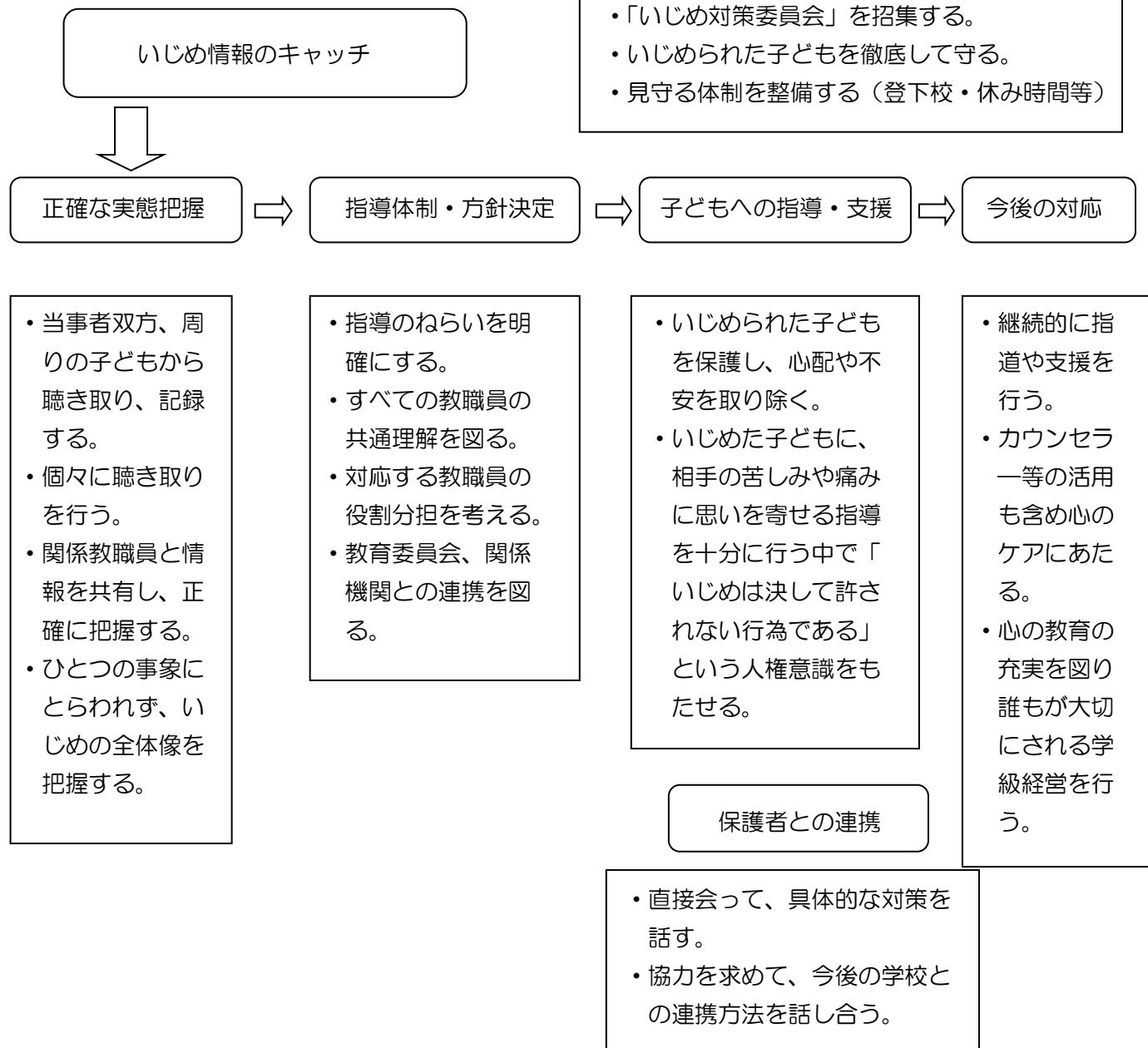
- ・教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設け、全児童を対象とした教育相談を実施する。(見つめるシリーズ)

## ○いじめ実態調査アンケートの実施

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、学期に1回実施する。その他、実態に応じて随時実施する。

## V いじめに対する措置

〈いじめ対応の基本的な流れ〉



### 1 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時、その場で、いじめを止めると共に、いじめに関わった関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、学級担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

#### (1) いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守る

いじめられていると相談にきた子どもやいじめの情報を伝えに来た子どもから話を聞く場合は、他の子どもたちの目にふれないように、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要である。状況に応じて、いじめられている子

ども、いじめ情報を伝えた子どもを守るため、登下校、休み時間、清掃時間等において、教職員の目の届く体制を整備する。

## (2) 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情をいじめている子どもから聴き取る。さらには、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。保護者に対しては、複数の教職員で家庭訪問をし、事実に基づいて丁寧に行う。

いじめがあることが確認された段階で、既に深刻な状況にあるとの認識に立ち、直ちに校長を中心として組織的に対処する。教職員がいじめの情報を共有しない事は、法第23条第1項の規定に違反する事から、学校では、平素からすべての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処の在り方について共通理解を図る。

# 2 いじめが起きた場合の対応

## (1) いじめられた子どもに対して

### ○子どもに対して

- ・事実確認と共に、まず、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜く」「秘密を守る」ことを伝える。
- ・解決の希望がもてるなどを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

### ○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について話し合う。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を図り、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

## (2) いじめた子どもに対して

### ○子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分話を聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。そして、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

### ○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、事実関係を理解してもらう。また、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする気持ちを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

## (3) 周りの子どもたちに対して

- ・当事者だけでの問題にとどめず、学級、学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることであることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミの報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

#### (4) 繼続した指導

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記等で積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

#### (5) いじめの解消

「いじめが解消している状態」とは、「いじめの行為が少なくとも3箇月止んでいること」及び「当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。しかし、これらは、あくまで一つの段階に過ぎず、「いじめが解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

### 3 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

#### (1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

#### (2) 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と密接に連携・協力し、双方で指導を行う。

##### ○啓発・研修

- ・インターネットや携帯電話・スマートフォンを使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、保護者会や授業に生かす。
- ・ネットいじめの予防を図るため、子どもや保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

##### ○早期発見・早期対応

- ・家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問い合わせ、即座に、学校へ相談する。

##### ○関係機関との連携

- ・写真公開や書き込み画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

#### 4 学校評価

学校に対して客観的視点で関わられる学校運営協議会委員等と連携し、いじめの問題に関する取組状況等の情報を開示し、または相談するなど、幅広い視点で指導助言を受け、学校評価に生かし改善に取り組む。

## VI いじめ問題対策年間計画

		校 内 対 策	校 外 対 策
		実態把握、定期教育相談、校内研修、児童の活動 PTA活動、講演会 等	
1 学 期	4 月	・会 議 生徒指導委員会 配慮児童に対する意識統一 ・授業参観 PTA 総会 学級懇談会 ・やったぞうの日	
	5 月	・実態把握 教育相談 地域研修 ・見つめるシリーズ（教育相談） ・会 議 子どもを語る会 ・情報交換 校内いじめ対策委員会 ・やったぞうの日	・総務会
	6 月	・実態把握 教育相談（全児童） ・会 議 生徒指導委員会 ・参観日（校内音楽会） ・やったぞうの日	・保幼小連絡協議会 ・中学校区連絡協議会
	7 月	・学期末個別懇談会 ・人権ドコモスマホ教室（4・5・6年）	
	8 月	・研 修 ・情報交換 子どもを語る会	・市人権教育研究大会
2 学 期	9 月	・実態把握 教育相談（保護者） ・会 議 校内いじめ対策委員会 ・やったぞうの日	
	10 月	・実態把握 教育相談（保護者） アンケート 子どもを語る会 ・やったぞうの日	
	11 月	・実態把握 教育相談（全児童・保護者） ・見つめるシリーズ（教育相談） ・授業参観・教育講演会 ・やったぞうの日	・中学校区連絡協議会
	12 月	・実態把握 学期末個別懇談会 ・やったぞうの日	
3 学 期	1 月	・実態把握 教育相談（保護者） ・会 議 校内いじめ対策委員会 ・やったぞうの日	・ウエルカム能中
	2 月	・実態把握 教育相談（保護者） ・情報交換 子どもを語る会 ・授業参観 ・やったぞうの日	・総務会
	3 月	・引き継ぎの徹底 ・1年間の反省と今後の課題	幼小連絡会

